

こんなときは、減免が受けられます

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりですが、社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険に加入した被扶養者だったかた(旧被扶養者)も対象となります。

減免の判定基準		減免される税額													
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯		所得割額の半額													
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡した世帯		死亡後に到来する納期の納付額の全額													
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が障害者となった世帯		障害者となった日以後に到来する納期の納付額の10分の9													
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯		災害を受けた日以後に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分(前年の所得額の合計)</th> <th colspan="2">減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全額</td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td>10分の8</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td>半額</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>		世帯の区分(前年の所得額の合計)	減免される額		300万円以下	全額	半額	300万円を超え450万円以下	10分の8	10分の4	450万円を超え600万円以下	半額	10分の2	全壊・全焼	半壊・半焼
		世帯の区分(前年の所得額の合計)	減免される額												
		300万円以下	全額	半額											
		300万円を超え450万円以下	10分の8	10分の4											
450万円を超え600万円以下	半額	10分の2													
全額	半額														
10分の8	10分の4														
半額	10分の2														
固定資産税額(土地・家屋)の減免を受けた世帯		減免となった固定資産税額による資産割額													
少年院などの施設に収容、または刑事施設や労務場などの施設に拘禁された被保険者がいる世帯		被保険者が拘禁などされた期間に対する税額													
心身障害者医療費受給者証の交付を受けた被保険者がいる世帯で、その世帯主の前年の所得額が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)		均等割額・平等割額の10分の2													
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主の前年の所得額が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)		均等割額・平等割額の10分の2													
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより加入した65歳以上の被扶養者であった被保険者で加入後2年以内である被保険者(旧被扶養者)がいる、下表の区分による世帯		旧被扶養者に対する所得割額・資産割額の全額、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>さらに減免される額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯</td> <td>旧被扶養者に対する均等割額の半額</td> </tr> <tr> <td>旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯</td> <td>均等割額・平等割額の半額</td> </tr> </tbody> </table>		世帯の区分	さらに減免される額	旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額	旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額	さらに減免される額							
		世帯の区分	さらに減免される額												
		旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額												
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額														
旧被扶養者以外にも被保険者がいる世帯	旧被扶養者に対する均等割額の半額														
旧被扶養者以外には被保険者がいない世帯	均等割額・平等割額の半額														

65歳以上の世帯主の年金からの天引き(特別徴収)が10月から始まります

65歳以上の被保険者である世帯主でその世帯に65歳未満の被保険者がいない世帯のかたは、口座振替で納税するかたや、受給する年金の年額(年金額)が18万円未満のかた、18万円以上でも介護保険料との合計額がその年金額の2分の1を超えるかたなどを除き、国民健康保険税がその年金から天引き(特別徴収)されることとなります。

この特別徴収は、10月から始まりますが、税額など具体的な内容は、郵送される納税通知書でご確認ください。

平成20年度国民健康保険

4月から75歳以上のかたを対象とする後期高齢者医療制度が始まりました。これに伴う平成20年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりとなります。

税額など具体的な内容は、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

後期高齢者支援金等課税額(後期高齢支援分)が新たに加わります

後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者支援金等課税額(後期高齢支援分)が新たに加わります。これにより、税率などは下表のとおりとなりますが、基礎課税額(医療保険分)の引下げにより全体は変わりません。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	計	介護保険分
所得割	前年の所得から33万円を控除した額*	4.00%	1.25%	5.25%	1.15%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)	12.00%	4.00%	16.00%	3.90%
均等割	被保険者1人当たり	22,600円	5,000円	27,600円	9,000円
平等割	1世帯当たり	19,000円	4,000円	23,000円	3,400円
賦課限度額		42万円	11万円	53万円	9万円

*68歳(昭和15年1月1日生)以上の公的年金等受給者に対する特別控除(平成19年度7万円)は廃止されます。

後期高齢者医療制度により1人となった世帯の平等割額が5年間半額になります

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯については、平等割額(医療保険分・後期高齢支援分)が移行後5年間を限度に半額となります。

後期高齢者医療制度移行後も同様に低所得者への軽減措置が5年間継続されます

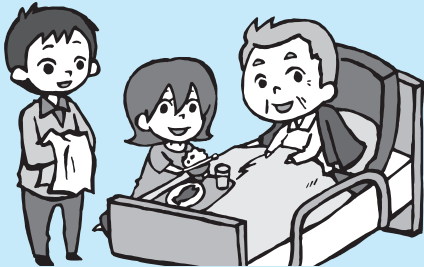
税額の軽減については、世帯主とその世帯にいる被保険者の人数と前年の所得額の合計を判定して、7割、5割または2割の軽減が決定されましたが、これからは、下表のとおり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したかた(旧被保険者)も含めて、移行後5年間を限度に判定されます。

軽減の対象	軽減の判定基準	軽減される税額
世帯主・被保険者・旧被保険者の前年の所得額の合計(65歳以上の公的年金等の所得からは15万円を控除)	前年の所得額が33万円以下	均等割額・平等割額の7割
	前年の所得額が33万円+24.5万円×(世帯主を除く被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の5割
	前年の所得額が33万円+(35万円×被保険者・旧被保険者の人数)以下	均等割額・平等割額の2割

※軽減の申請は、すべて不要となります。

- 現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて配達記録郵便でお送りします。
* 配達記録郵便では、受け取る時に押印又は署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店へ再配達のご依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。
- 郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は住民課に返還されます。その場合は、住民課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。
- 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、住民課へ申請が必要です。(すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。また、保険証は郵便支店への転送届では転送されません。)
- 保険証の色が、水色から桜色に変わります。
- 氏名等の文字を大きくします。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。(所用で役場へお越しの際には、古い水色の保険証をお持ちいただき、お返しくださるようお願いいたします。)

負担割合の判定方法が変更になります。

	7月まで	8月以降
基準となる収入の期間	平成19年度住民税 (平成18年中所得)	平成20年度住民税 (平成19年中所得)
負担割合の判定対象者	同一世帯の被保険者と70歳～74歳のかた	同一世帯の被保険者
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が145万円以上 * 判定対象となるかたが一人でも上記に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。 * 平成18年8月に導入された住民税の課税所得が145万円以上213万円未満のかたに対する経過措置は、7月で終了します。	
基準収入額適用申請	下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更 ア. 同一世帯に他の判定対象者がいないかた・・・被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 同一世帯に他の判定対象者がいるかた・・・同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満 * 平成18年8月に導入された収入が383万円以上484万円未満のかた（上記のイに該当する場合は520万円以上621万円未満）に対する経過措置は、7月で終了します。	下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更（※） ア. 同一世帯に他の判定対象者がいないかた・・・被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 同一世帯に他の判定対象者がいるかた・・・同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満
新たに導入される経過措置（※）	 <p>【対象者】 同一世帯の被保険者が1人であり3割負担となるかたで、同一世帯の前期高齢者のかた(70歳～74歳の高齢受給者証をお持ちのかた)を含む収入が520万円未満のかた</p> <p>【内容】 1ヶ月の自己負担限度額が以下のように軽減されます。 ・外来のみ 44,400円 ⇒ 12,000円 ・外来+入院 約80,000円 ⇒ 44,400円 (かかった医療費の総額により、加算があります。) * 負担割合は3割です。 * 平成22年7月までの経過措置です。</p>	

※ 7月中に住民課へ申請することにより変更できます。

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」送付されます。
なお、普通徴収の方については、「後期高齢者医療保険料納付書」も併せて送付されます。

保険料の支払方法・納期

- ・原則年金からの引き落とし（特別徴収）となります。
ただし、年金の額が年間18万円以下のかたもしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は引き落としとはなりません。
- ・年金からの引き落としとならないかたについては、口座振替や納付書で個別に納めていただきます。（普通徴収）

保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は500,000円です。

保険料額	=	均等割額 40,175円	+	所得割額 (総所得金額等 - 330,000円) × 0.0743
------	---	-----------------	---	--------------------------------------

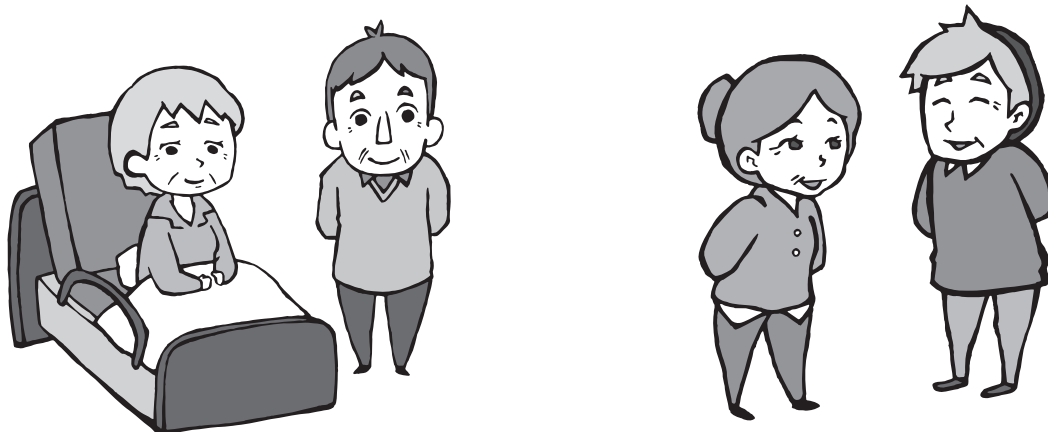
保険料（均等割額）の減額

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が減額されます。ただし、年金所得については、特例としてさらに15万円が控除されます。

総所得金額等の合計が33万円以下の世帯	➡	均等割額を7割減額（12,052円）
総所得金額等の合計が 33万円 + 24.5万円 × (世帯主でない被保険者数) 以下の世帯	➡	均等割額を5割減額（20,087円）
総所得金額等の合計が 33万円 + 35万円 × (被保険者数) 以下の世帯	➡	均等割額を2割減額（32,140円）

被扶養者だったかたの保険料の特例 (国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療の被保険者になる前日に会社の健康保険や共済組合等の被扶養者のかたは、被保険者の資格を得た日から2年間は保険料の均等割額が5割減額され、所得割額は課せられません。また平成20年度のみ、4月分から9月分までは保険料は徴収されず、10月から3月分までの保険料額は、2,000円となります。



受給者証・保険証・認定証の更新のお知らせ

後期高齢者福祉医療費受給者証が更新されます

後期高齢者福祉医療費受給者証（障害者、精神障害者以外の事由のかた）・母子家庭等医療費受給者証が、8月1日から新しくなります。対象者には通知しますので、更新に必要なものを持って、指定した期間中に役場1階3番窓口までお越しください。

必要なもの 保険証、印鑑、現在お持ちの受給者証、通知はがき等
問合せ 住民課医療G（内線138）

国民健康保険高齢受給者証が更新されます

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日から新しくなります。対象者には受給者証の色が肌色から白色に変わった新しい受給者証を、7月下旬までに配達記録にて郵送します。

対象者 昭和8年8月2日から昭和13年7月1日生まれの国民健康保険被保険者

国民健康保険被保険者証の更新は9月です

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、8月31日までです。新しい保険証は、8月下旬までに配達記録にて郵送します。（詳しくは8月の広報をご覧ください。）

問合せ 住民課国保年金G（内線135）

入院時の医療費の窓口負担や食事代が軽減される認定証の更新を忘れずに

問合せ
 住民課国保年金G（内線135）
 医療G（内線138）

入院したときに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日までです。

引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者のかたは、更新に必要なものを持って、役場1階2番、3番窓口までお越しください。

医療費1か月の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	過去12か月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
	3回目まで	4回目以降	
B 一般	80,100円 +267,000円を超えた総医療費の1%を加算	44,400円	限度額適用認定証
A 上位所得者	150,000円 +500,000円を超えた総医療費の1%を加算	83,400円	
C 低所得者(注)	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

入院医療費1か月の自己負担限度額（70歳以上）

適用区分	負担割合	自己負担限度額（入院）	対象となる認定証
一般	1割	44,400円	限度額適用・標準負担額減額認定証
現役並み所得者	3割	80,100円 +267,000円を超えた総医療費の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	
低所得者Ⅱ(注)	1割	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
低所得者Ⅰ(注)	1割	15,000円	

入院時の食事代の標準負担額

適用区分	標準負担額	対象となる認定証
一般・上位所得者・現役並み所得者	1食260円	限度額適用・標準負担額減額認定証
C 低所得者(注) (70歳未満)	過去12か月間で90日までの入院 1食210円	
低所得者Ⅱ(注) (70歳以上)	過去12か月間で90日を超える長期入院 1食160円	
低所得者Ⅰ(70歳以上)(注)	1食100円	




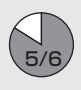

(注) 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が住民税非課税のかた（Ⅰ・Ⅱの区分などは申請時にお調べします）

必要なもの 印鑑、保険証、現在お持ちの認定証、90日を超える入院があるかたは領収書など入院日数の確認ができるもの

平成20年度 国民年金保険料免除制度

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1か月の保険料は14,410円(平成20年度)ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料が全額免除または一部納付(一部免除)となる制度があります。

免除と未納はこんなに違います!

	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受けるかた
全額免除	○ 受給資格期間となる	 1/3	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の1納付 3,600円を納める	○ 受給資格期間となる	 1/2	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
半額納付 7,210円を納める	○ 受給資格期間となる	 2/3	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の3納付 10,810円を納める	○ 受給資格期間となる	 5/6	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
未納	× 【期間に算入されない】	 0 追納できない	× 【受け取れない場合がある】	

*全額免除期間や一部納付期間については、将来の老齢基礎年金を計算するときに、上記のとおり全額納付した場合に比較して年金額が少なくなります。

*全額免除や一部免除された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

全額免除や一部納付の対象となる所得基準

前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

- 全額免除 ⇒ (扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円
- 4分の1納付 ⇒ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額納付 ⇒ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 ⇒ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

平成20年度の申請受付は、7月からとなります。申請対象期間は平成20年7月から21年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年(平成19年)中の所得の申告が必要です。所得申告のないかたは申請できませんので、申告を済ませてから免除申請してください。また、平成20年1月1日に幸田町に住所のないかたは、平成20年1月1日の住所地から所得と扶養親族・社会保険料控除等が分かる証明書をお取り寄せの上、免除申請してください。

申請・問合せ 住民課国保年金G (内線135・136)
岡崎社会保険事務所 ☎23-2511 国民年金課 ☎23-2515

平成20年度 介護保険軽減制度

1 保険料および利用料の軽減制度について

① 保険料の軽減制度

低所得のかたを対象に保険料の軽減をします。

対象者	軽減額
世帯全員が町民税非課税の世帯で、かつ前年の世帯収入が84万円以下（独居の場合は42万円以下）	保険料を基準額の2分の1に軽減
介護保険料区分が第2・3段階のかたで、前年の世帯全体の収入が149万円以下（独居の場合は94万円以下）のかた	保険料を基準額の3分の2に軽減

*原則として、居住資産以外の固定資産未所有

申請 世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金などの振込通知書や預金通帳）を持参し申請してください。

② 利用料自己負担金の軽減制度

低所得のかたが、介護保険の居宅サービスを利用した場合に利用料自己負担金を半額に軽減します。

対象者	軽減額
次のすべての条件を満たしたかた ・介護保険で要支援・要介護の認定を受けている ・世帯全員が町民税非課税の世帯でかつ前年の世帯収入が149万円以下（独居の場合は94万円）	介護サービス利用料にかかる自己負担金を2分の1に軽減

申請 世帯全員の前年の収入がわかるもの（年金などの振込通知書や預金通帳）を持参し申請してください。

③ 負担限度額認定制度

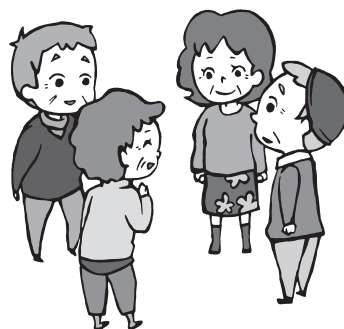
町民税非課税世帯のかたが、介護保険施設サービスを利用した場合の、居住費（滞在費）・食費負担の上限額を定め、個人の負担を軽減します。申請をしていただき、該当の段階に応じた認定証を発行しますので、サービス利用の際に施設に提示してください。

2 税制改正による保険料および利用料の激変緩和措置について

税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）により、急激な保険料や利用料の負担額を緩和するために、平成19年度に引き続き激変緩和措置を行います。

対象者：税制改正により新たに町民税が課税された者および税制改正により町民税本人非課税となる者

	保険料の激変緩和	利用料の激変緩和 (利用者負担段階が2段階以上上昇する者)	
		高額介護サービス	補足給付
激 変 緩 和 措 置 の 内 容	○第4段階になった者 ・第1段階からの変更者 38,400円⇒31,800円 ・第2段階からの変更者 38,400円⇒31,800円 ・第3段階からの変更者 38,400円⇒34,900円	○第4段階になった者 ・第1段階からの変更者 37,200円⇒15,000円 ・第2段階からの変更者 37,200円⇒24,600円 *負担限度額を引き下げます	○第4段階になった者 ・第1段階からの変更者 ⇒第2段階の額を適用 ・第2段階からの変更者 ⇒第3段階の額を適用 *負担限度額の段階を引き下げます
	○第5段階になった者 ・第1段階からの変更者 48,000円⇒38,400円 ・第2段階からの変更者 48,000円⇒38,400円 ・第3段階からの変更者 48,000円⇒41,400円 ・第4段階からの変更者 48,000円⇒44,500円 *平成20年度は上昇分の3分の1を軽減		



問合せ 福祉課介護保険G（内線154・155・156）

～幸せな楽しいくらしは、まず健康～

みんなで育む「健康こうた21計画」の概要についてお知らせします。

町では、昭和63年に「健康の町宣言」をし、町民の皆様の健康づくりに努めてきています。さらに、平成15年の健康増進法施行にも伴い平成16年度に「みんなで育む健康こうた21計画」を策定し、幸せな楽しいくらしはまず健康の基本理念のもとに様々な取り組みをしてきています。平成19年度は、計画策定から3年経過することを受けて、中間評価見直しをしました。その結果を踏まえて改善すべき課題が明らかになったことからこれらを重点課題として位置づけ、今後改善を図っていきます。今回は、健康こうた21計画中間評価見直しの概要をお知らせします。

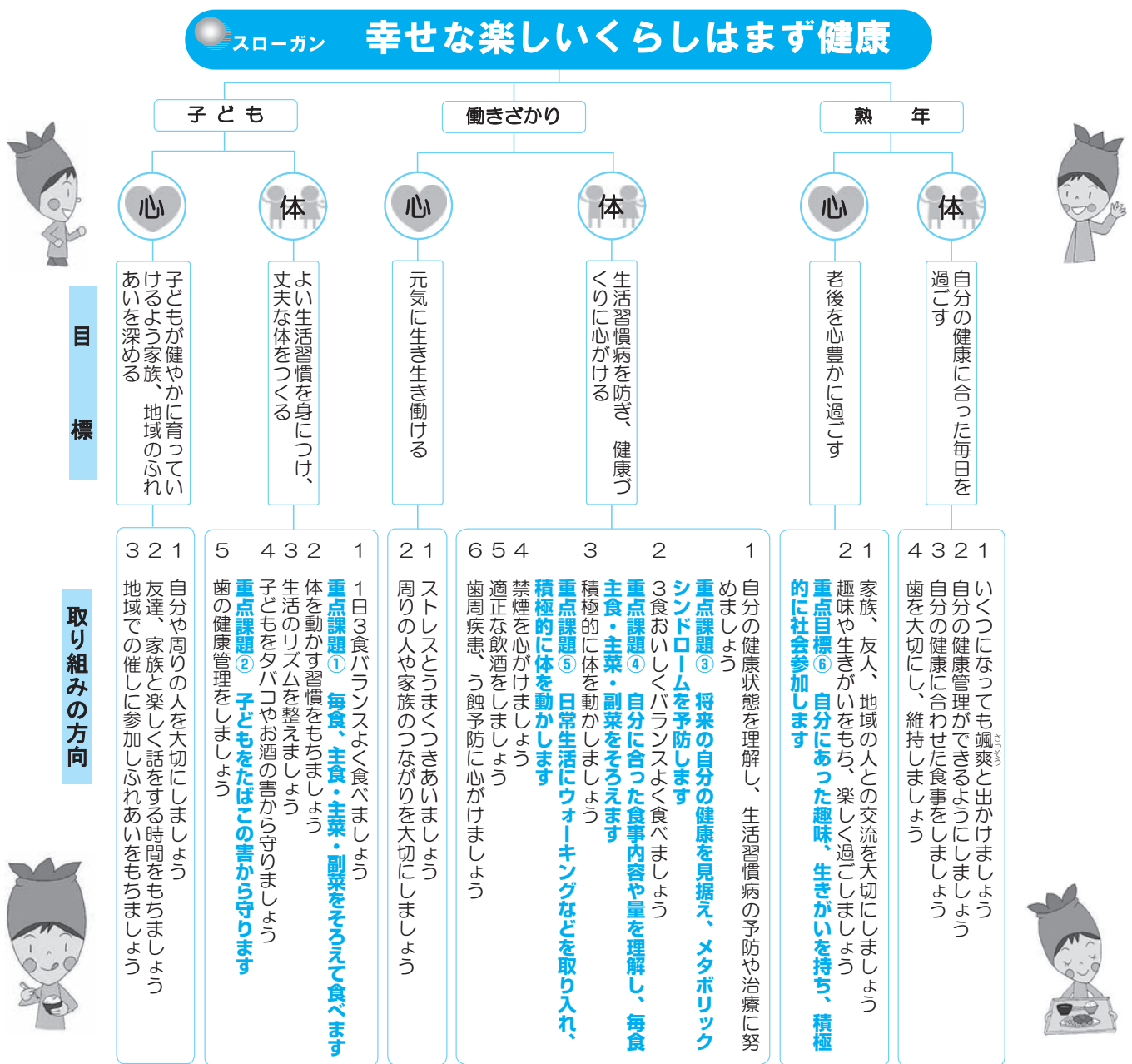
【計画の基本理念】

幸せな楽しいくらしはまず健康を基本理念とし、生活習慣の改善などを通じて生活習慣の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざします。そのために町民自らが健康づくりに取り組めるように支援していきます。

【計画の特色】

- I 生涯を通じた健康づくりを推進します。
- II ライフステージ別の重点課題に対しての生活習慣予防を重視します。
- III ライフステージ毎に「心と体の健康」の目標と取り組みの方向を定め重点課題を中心に推進します。

ライフステージ別・分野別の取り組みの方向



次回以降は、ライフステージ別の重点課題を中心に計画の目標と取り組みの方向について、お知らせしていく予定です。

問合せ 健康課健康G(内線181)